

令和5年度第10回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和6年1月10日（水）午後2時00分から

2. 開催場所 男鹿市役所 5階 大会議室

3. 出席委員数 （19名）

出席者 （会長）吉 田 陽 一

（代理）戸 部 秀 悦

（委員）

1番 佐 藤 洋 介

2番 加 藤 和 洋

3番 伊 藤 淑 榮

4番 鈴 木 和 俊

5番 高 橋 郁 雄

6番 清 水 司

7番 三 浦 栄 子

8番 原 田 智 也

9番 鈴 木 孫 城

10番 武 田 一 雄

11番 三 浦 富 美 男

12番 佐 藤 正 樹

13番 目 黒 千 衣 子

14番 山 本 義 則

15番 伊 藤 賢 一

16番 鈴 木 豊 則

17番 鈴 木 誠 孝

4. 欠席委員 (0 名) 番 委員

5. 農業委員会業務報告(12月分)

6. 報告事項

報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7. 議事案件

議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 30 号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 夏井大助

副事務局長 佐藤秀樹

局長補佐 鈴木俊市

10. 会議の概要

事務局

総会開催に先立ちまして、元旦に発生しました能登半島地震により亡くなられた方々のご冥福を祈り、黙とうをささげたいと思います。

皆様、ご起立ください

黙とう

黙とうを終わります。皆様ご着席ください。

能登半島地震につきましては、9日時点で202人の死亡、避難者が2万6千158人との発表があり、寒空のもと現地では厳しい避難生活が続いており、支援を必要としております。

当委員会でも、委員の皆様より募金を募りたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

それでは、次回2月の総会時に集金いたしますので、よろしく申し上げます。

会 長

総会開催の前に、事務局長に関する連絡事項があります。

先月の21日から、船木事務局長が体調不良により長期休暇となりました。

このことにより、当面の間、夏井農林水産課長が農業委員会事務局長を併任することとなり、1月1日付の辞令を交付しておりますことをお伝えいたします。

夏井事務局長には併任ということで、ご難儀をお掛けしますが、よろしく願いいたします。

それでは夏井事務局長より、あいさつをお願いします。

【夏井事務局長あいさつ】

副事務局長

ありがとうございました。

ただ今から、令和5年度第10回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。今回の総会は、報告事項が1件、議事案件が2件であります。

始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会 長

新年あけましておめでとうございます。令和6年最初の定例総会にご出席いただき、ありがとうございます。

昨年中は、大雨災害や農業資材の高騰、異常気象に伴う農作物への被害など、農家にとっては非常に厳しい年となりました。また、大規模農家の離農に伴い、担い手探しに奔走された委員の方々には大変ご難儀をおかけしました。

また、事務局による農業者年金不適切事務処理問題につきましては、皆様に大変ご心配をお掛けしました。

今後は事務局と共に再発防止に向けて取り組んでまいります。

更に、農家の経営状況は、引き続き厳しい状況が続いておりますが、今年こそ状況が好転し、農業経営が安定することを願っております。

この機会に皆様に情報提供いたします。令和6年度産米の男鹿市の「生産の目安」ですが、本市の水田規模面積は、令和5年10月時点において4,026ha、合理的な回収578 kg/10aで、うち市場米の割合は55.6%です。

前年度は55.1%でした。後日、各農家の皆様にも情報提供されることとなりますので、よろしくお願ひします。

会 長

それでは、本日の審議をよろしくお願いいたします。

副事務局長

ありがとうございました。

次に、総会の定足数についてであります。

本日は、委員数19名中19名が出席しており、総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第 10 条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長にお願いいたします。

会 長

男鹿市農業委員会規則第 19 条に規定する議事録署名委員については、どうお計らいしたらよろしいでしょうか。

議長一任。

議長一任の声がありますので、議事録署名委員に、3番 伊藤淑榮委員、4番 鈴木和俊委員にお願いします。

議 長

なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐を指名いたします。

それでは、12月分の農業委員会業務報告を議題といたします。
事務局から報告をお願いいたします。

事務局

12月分の農業委員会業務について報告いたします。
(別紙により報告)
以上で終わります。

議 長

ただいまの報告について、何か質問等ありませんか。

2 番

(加藤委員) 今後の予定で、2月定例総会の日程が記載されていないのはどうしてか。以前は時期開催日程を入れていたはずだが。総会日程を頭に入れながら、自らの日程調整を行うため、記載してほしい。

事務局

定例総会の打合せ時に、今後の日程としては報告付きの翌月のみの日程でよいのではないかとこの意見があり、あくまでも1月の日程とし、2月の日程は削除いたしましたが、ご意見がありましたので次回打合せ時に再検討いたします。

3番

(加藤委員) よろしくお願ひします。

議 長

他に質疑ございませんか。

(異議なしの声あり)

次に、報告第13号を事務局から説明お願いいたします。

事務局

報告第13号、農地法第18条の規定による合意解約通知について報告いたします。

解約件数は、8件であります。

事務局

申請番号 1、土地の所在地は払戸字大堤下千間○番他 4 筆、計 5 筆、田 5,165 m²、借受人は払戸字小堤下千間のA、貸出人は秋田市のB、解約理由は、借人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 11 月 27 日となっております。

申請番号 2、土地の所在地は払戸字小堤下千間○番1筆、計 1 筆、田 764 m²、借受人は払戸字小堤下千間の C、貸出人は払戸字小堤下千間の D、解約理由は、貸人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 11 月 27 日となっております。

申請番号 3、土地の所在地は船川港比詰字住吉○番他 1 筆、計 2 筆、田 5,164 m²、借受人は男鹿中滝川字杉下の E、貸出人は船川港比詰字住吉の F、解約理由は、貸人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 12 月 20 日となっております。

申請番号 4、土地の所在地は船川港比詰字住吉○番他 1 筆、他 2 筆、田 計 1,010 m²、借受人は男鹿中滝川字杉下の G、貸出人は船川港比詰字神明堂脇の H、解約理由は、借人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 12 月 20 日となって

事務局

おります。

申請番号 5、土地の所在地は払戸字登田○番他 12 筆、計 13 筆、田 計 8,163 m²、借受人は払戸字大樋の I、貸出人は払戸字大樋の J、解約理由は、借人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 12 月 20 日となっております。

申請番号 6、土地の所在地は払戸字小堤下千間○番 1 筆、計 1 筆、田 計 1,091 m²、借受人は払戸字小堤下千間の K、貸出人は八郎潟町の L、解約理由は、借人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 11 月 27 日となっております。

申請番号 7、土地の所在地は船越字那場掛○番他 10 筆、計 11 筆、田 計 9,181 m²、借受人は払戸字小堤下千間の M、貸出人は船越字寺後の N、解約理由は、貸人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 11 月 30 日となっております。

申請番号 8、土地の所在地は払戸字大堤下千間○番 1 筆、計 1 筆、田 計 640 m²、借受人は払戸字川向の O、貸出人は払戸字小深見の P、解約理由は、

事務局

貸人の都合で、引渡年月日は令和5年12月5日となっております。

以上、8件の合意解約通知の報告を終わります。

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

議 長

(異議なしの声あり)

それでは議事案件に入ります。

議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。今回は、所有権移転が4件、貸借権設定が26件です。

事務局

申請番号 1、所有権移転で土地の所在地は払戸字渡部〇番 1 筆、計 1 筆、田 276 m²、譲受人は払戸字渡部の A、譲渡人は払戸字小堤下千間の B です。総額 50,000 円です。

申請番号 2、所有権移転で土地の所在地は脇本脇本字内郷〇番 1 筆、計 1 筆、田 3,724 m²、譲受人は脇本脇本字脇本の C、譲渡人は脇本脇本字前野の D です。総額 290,000 円

申請番号3、所有権移転で土地の所在地は五里合中石字三頭〇番 1 筆、計 1 筆、畑 3,018 m²、譲受人は五里合中石字八幡前の E、譲渡人は五里合中石字十文字台の F です。総額 1,000,000 円です。

申請番号4、所有権移転で土地の所在地は船越字那場掛〇番他 10 筆、計 11 筆、田 9,181 m²、譲受人は船越字前野の G、譲渡人は船越字寺後の H です。総額 2,250,000 円です。

事務局

申請番号 5、土地の所在地は払戸字小堤下千間〇番他 10 筆、計 11 筆、地目田、面積計 1,091 m²、譲受人は払戸字小堤下千間の I、譲渡人は八郎潟町の J、高齢による貸人の経営規模縮小によるものであり、新規 1 年の賃貸借で、10 アールあたり米 1.5 俵の契約となっております。

申請番号 6、土地の所在地は払戸字小堤下千間〇番 1 筆、計 1 筆、地目田、面積計 764 m²、譲受人は払戸字小堤下千間の K、譲渡人は払戸字小堤下千間の L、高齢による貸人の経営規模縮小によるものであり、新規 1 年の賃貸借で、10 アールあたり米 1.5 俵の契約となっております。

以上 6 件の農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長

議案第 29 号農地法第 3 条に関するただいまの説明につきまして、何か異議等ございませんか。

2番

(加藤和洋委員) 申請番号 3 号についてですが、通常畑は田の売買価格より安いと認識しておりますが、本案件については、高額と考えます。理由をお伺いします。

事務局

地目は畑となっておりますが梨園であります。土地の価格の他に梨の樹木価格が上乘せされております。

2番

(加藤委員) 了解しました。

6番

(清水委員) 申請番号 2 号についてですが、3 条で契約する理由を教えてください。

事務局

農業振興地域内の白地地域ということで、19 条ではできない農地となっております。

6番

(清水委員) わかりました。

議 長

議案第 29 号について、他に異議等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第 30 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、男鹿市長より、別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の諮問がありましたので、審議を求めます。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 30 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、

事務局

今回は、所有権移転が6件、貸借権設定が24件であります。
始めに所有権移転の説明をいたしますが申請番1号が議事参与案件でありますので、一旦説明を終了します。

議 長

議事参与案件がありますので申請番号1号、7号及び8号からを先議いたします。

農業委員会法第31条の規定により6番清水委員は退席してください。

暫時休憩いたします。

(6番 清水委員退席)

再開いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

申請番号1、土地の所在地は船越字杉山〇番、1筆、計1筆、田524㎡、譲受人は船越字八郎谷地のA、譲渡人は船越字狐森のB、対価は10a当り

事務局

150,000 円となっております。

申請番号 7 から 8 は同じ請け人ですので、一括して説明します。

申請番号7の利用権設定を受ける者は、船越字八郎谷地のC、利用権設定する者は船越字船越のD、貸付地は船越字草根○番他 4 筆、計 5 筆、田 5,231 m²、新規、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り米 2 俵であります。

申請番号8の利用権設定を受ける者は、船越字八郎谷地のE、利用権設定する者は船越字狐森のF、貸付地は船越字根木○番他 21 筆、計 22 筆、田 14,750 m²、新規、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 6 年間、賃借料は 10a 当り米 1.5 俵であります。

以上で説明を終わります。

議 長

申請番号1号、7号及び8号について質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、承認いたします。

暫時休憩いたします。

(6番 清水委員着席)

再開いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

申請番号2から4は同じ請け人ですので、一括して説明します。

申請番号2、土地の所在地は船越字堂ノ前他7筆、計8筆、田5,189㎡、譲受人は払戸字川向のG、譲渡人は潟上市のH、対価は総額1,000,000円となっております。

事務局

申請番号 3、土地の所在地は払戸字大堤下千間○番他 6 筆、計 7 筆、田 6,743 m²、譲受人は払戸字川向のI、譲渡人は払戸字小深見のJ、対価は総額 2,275,000 円となっております。

申請番号4、土地の所在地は払戸字大堤下千間○番他 4 筆、計 5 筆、田 5,165 m²、譲受人は払戸字川向のK、譲渡人は秋田市のL、対価は 10a当り 280,000 円となっております。

申請番号 5、土地の所在地は払戸字大堤下千間○番 1 筆、計 1 筆、田 640 m²、譲受人は払戸字小深見の M、譲渡人は払戸字小深見の N、対価は総額 260,000 円となっております。

申請番号6、土地の所在地は五里合中石字高花○番 23 筆、計 24 筆、田 640 m²、譲受人は船越字杉山の O、譲渡人は船川港船川字化世沢の P、対価は総額 3,110,150 円となっております。

事務局

以上で所有権移転の説明を終わります。

議長

所有権移転について、何か質問等ございませんか。

2番

(加藤委員) 申請番号6番について、面積が1町8反歩であります但し資金調達はどのようにする予定ですか。

自己資金と伺っております。

2番

(加藤委員) 了解しました。

議長

他に何か質問はありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしとの声がありますので、引続き貸借権設定の審議に入ります。

議 長

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

申請番号9の利用権設定を受ける者は、払戸字小深見の Q、利用権設定する者は払戸字大樋の R、貸付地は払戸字登田○番他 5 筆、計 6 筆、田 5,471 m²、新規、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号10の利用権設定を受ける者は、払戸字小深見の S、利用権設定する者は払戸字小深見の T、貸付地は払戸字大堤下千間○番他 6 筆、計 7 筆、田計 7,202 m²、新規、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り米 2 俵であります。

申請番号11の利用権設定を受ける者は、株式会社 新日本ハーベストの、利用権設定する者は五里合鮪川字鮪川の U、貸付地は五里合鮪川字十字字○番 1 筆、計 1 筆、畑 168 m²、新規、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り 10,000 円であります。

事務局

申請番号 12 の利用権設定を受ける者は、脇本富永字飯ノ森の V、利用権設定する者は脇本脇本字脇本の W、貸付地は脇本脇本字大関尻深〇番他 18 筆、計 19 筆、田計 19,204 m²、新規、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 13 の利用権設定を受ける者は、払戸字大樋の X、利用権設定する者は払戸字小深見の Y、貸付地は払戸字大樋〇番他 3 筆、計 4 筆、田計 6,874 m²、新規、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り米 0.8 俵であります。

申請番号 14 の利用権設定を受ける者は、払戸字川向の Z、利用権設定する者は払戸字大樋の A、貸付地は払戸字大堤下千間〇番他 5 筆、計 6 筆、田計 2,692 m²、新規、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

事務局

申請番号 15 の利用権設定を受ける者は、船越字内子の D“、利用権設定する者は福米沢字福米の E“、貸付地は野石字新海老沢○番他 1 筆、計 2 筆、田計 1,814 m²、新規、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り 1,000 円であります。

申請番号 17 から 18 は同じ請け人ですので、一括して説明します。

申請番号 16 の利用権設定を受ける者は、合同会社 カーボランド、利用権設定する者は船川港比詰字神明堂脇の F”、貸付地は船川港比詰字神明堂脇○番他 1 筆、計 2 筆、田計 3,070 m²、新規、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 17 の利用権設定を受ける者は、合同会社 カーボランド、利用権設定する者は船川港比詰字住吉の G”、貸付地は船川港比詰字住吉○番他 4 筆、計 5 筆、田計 5,164 m²、新規、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

事務局

申請番号 18 の利用権設定を受ける者は、合同会社 カーボランド 、利用権設定する者は船川港比詰字二合田の J“、貸付地は船川港比詰字住吉○番他 13 筆、計 14 筆、田計 13,898 m²、新規、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

以上で説明を終わります。

ここまでの説明で何か質問はございませんか。

(加藤委員) 合資会社カーボランドとはどのような会社なのか説明をお願いします。

4月から新たに脇本の K“が立ち上げた農業法人です。本人の実家は元々農家で、実家の農業を引き継ぎこの度法人を立ち上げました。現在のところは雇人 1 名の 2 名で運営しております。

事務局

実家の農地は、たばこも栽培しております。

現在、30 件ほどの所有者との賃貸借契約の予定です。

2 番

(加藤委員) 了解しました。

議長

その他異議等ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしとの声がありますので、引続き貸借権設定の審議に入ります。

議事参与案件等がありますので申請番号 19 号を先議いたします。

農業委員会法第 31 条の規定により 3 番伊藤淑榮委員は退席してください。

暫時休憩いたします。

(3番 伊藤淑榮委員退席)

議 長

再開いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

申請番号 19 の利用権設定を受ける者は、船川港仁井山字滝沢の L“、利用権設定する者は船川港比詰字神田前の M”、貸付地は船川港仁井山字谷地端〇番他 5 筆、計 6 筆、田 5,742 m²、更新、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 3 年間であります。

申請番号 19 号について質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、承認いたします。

暫時休憩いたします。

(3 番 伊藤淑榮委員着席)

再開いたします。

引き続き事務局から説明をお願いいたします。

事務局

申請番号 19 の利用権設定を受ける者は、船川港仁井山字滝沢の L“、利用権設定する者は船川港比詰字神田前の M”、貸付地は船川港仁井山字谷地端〇番他 5 筆、計 6 筆、田 5,742 m²、更新、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 3 年間であります。

申請番号 20 の利用権設定を受ける者は、船川港仁井山字滝沢の L“、利用権設定する者は船川港比詰字神田前の M”、貸付地は船川港仁井山字谷地端〇番他 5 筆、計 6 筆、田 5,742 m²、更新、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 3 年間であります。

事務局

申請番号21号から22号は、同じ受入でありますので、一括して説明いたします。

申請番号 21 の利用権設定を受ける者は、払戸字渡部の M“、利用権設定する者は払戸字渡部の N”、貸付地は払戸字三萬場○番他 2 筆、計 3 筆、田 2,841 m²、更新、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 5 年間であります。

申請番号 22 の利用権設定を受ける者は、払戸字川向の O“、利用権設定する者は払戸字小堤下千間の P”、貸付地は払戸字三萬場○番他 2 筆、計 3 筆、田 2,282 m²、更新、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 5 年間であります。

申請番号23号から24号は、同じ受入でありますので、一括して説明いたします。

事務局

申請番号 23 の利用権設定を受ける者は、払戸字川向の Q“、利用権設定する者は払戸字小深見の R”、貸付地は払戸字八郎新田○番他 12 筆、計 13 筆、田 14,366 m²、更新、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 5 年間であります。

申請番号 24 の利用権設定を受ける者は、払戸字川向の S“、利用権設定する者は払戸字小深見の T”、貸付地は払戸字登田○番他 13 筆、計 14 筆、田 14,366 m²、更新、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 3 年間であります。

申請番号 25 号から 26 号は、同じ受入でありますので、一括して説明いたします。

申請番号 25 の利用権設定を受ける者は、払戸字渡部の U“、利用権設定する者は秋田市の V”、貸付地は払戸字中樋○番他 28 筆、計 29 筆、田 31,683 m²、更新、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 5 年間であります。

事務局

申請番号 26 の利用権設定を受ける者は、払戸字渡部の W“、利用権設定する者は奈良県の X”、貸付地は払戸字大谷地〇番他 3 筆、計 4 筆、田 3,602 m²、更新、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 5 年間であります。

申請番号 27 の利用権設定を受ける者は、払戸字大堤の Y“、利用権設定する者は宮城県の Z”、貸付地は払戸字白城〇番他 2 筆、計 3 筆、田 2,707 m²、更新、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 5 年間であります。

申請番号 28 の利用権設定を受ける者は、福米沢字福米の A““、利用権設定する者は福米沢字十王堂道の B””、貸付地は福米沢字福米沢新田〇番他 3 筆、計 4 筆、田 7,547 m²、更新、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 5 年間であります。

申請番号 29 号から 30 号は、同じ受人でありますので、一括して説明いたします。

事務局

申請番号 29 の利用権設定を受ける者は、鶉木字松木沢境の C““、利用権設定する者は鶉木字大関の D””、貸付地は鶉木字田屋尻○番他 1 筆、計 2 筆、田 661 m²、更新、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 7 年 2 カ月間であります。

申請番号 30 の利用権設定を受ける者は、鶉木字松木沢境の E““、利用権設定する者は鶉木字道村の F””、貸付地は鶉木字道村新田○番 1 筆、計 1 筆、田 5,362 m²、更新、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 10 年間であります。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの説明に対し、ご異議ございませんか

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということで、議案第 30 号、農用地利用集積計画(案)の諮問承認いたします。

その他の案件に入ります。

皆様から何かございませんか。

事務局からその他についてあるようですので、事務局より説明をお願いします。

事務局

～ 事務局説明 ～（最適化交付金制度について）

議 長

このことにつきまして、何か質疑ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして、令和 5 年度第 10 回男鹿市農業委員会定例総会を閉会いたします。

上記会議の顛末を証するため、下記に署名する。

令和6年1月10日

男鹿市農業委員会

議 長 吉 田 陽 一

署 名 委 員 伊 藤 淑 榮

署 名 委 員 鈴 木 和 俊

書 記 鈴 木 俊 市